

第18 誘導灯及び誘導標識

I 外観検査

1 誘導灯一般

- (1) 登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
- (2) 破損、変形、汚れ、使用上障害となる錆等がないこと。
- (3) 周囲にこれとまぎらわしい灯火、広告物、掲示物等が設けられていないこと。
- (4) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留するおそれのある場所に設けられているものは、防水構造のものであること。

2 避難口誘導灯、室内通路誘導灯及び廊下通路誘導灯

- (1) 設置位置及び種類は、防火対象物の用途及び規模に応じたものであること。
- (2) 通行の障害とならないように設けられていること。
- (3) 表示面の矢印の向きは、避難の方向に適したものであること。

3 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯

路面又は表面及び踊り場の中心線上全長にわたり照明できるように設けてあること。

4 点滅型誘導音装置付誘導灯等

- (1) 外付け形の点滅装置、誘導音装置は誘導灯本体付近に設けられていること。
- (2) 階段室には、点滅等の停止専用の煙感知器（第2種蓄積型又は第3種蓄積型）が適切に設けられていること。

5 客席誘導灯

通路部分が有効に照明できるように設けてあること。

6 誘導標識

- (1) 多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分な場所に設けられていること。
- (2) 周囲にこれとまぎらわしいもの又はこれをさえぎる広告物、掲示物等が設けられていないこと。
- (3) 表示面の矢印の向きは、避難の方向に適したものであること。

II 性能検査

1 絶縁抵抗検査

(1) 方 法

電源回路と大地間又は信号回路と大地間との絶縁抵抗値を、開閉器端子又は過電流遮断器で区切ることのできる電路ごとに絶縁抵抗計を用いて測定すること。

(2) 合否の判定

測定値が次表に掲げる絶縁抵抗値であること。

(表)

測定電流の種別	使用電圧の区分	絶縁抵抗値
電源回路と大地間	150V 以下	0.1M Ω 以上
	150V を超え 300V 以下	0.2M Ω 以上

2 非常電源切替作動検査

(1) 方 法

器具に内蔵する非常電源にあつては、点検用スイッチで、別置型非常電源にあつては、分電盤等において常用電源を遮断する。

(2) 合否の判定

常用電源を遮断したとき、自動的に非常電源に切り替わり、即時非常点灯し、復旧時には、自動的に常用電源に切り替わり正常点灯するものであること。

3 連動機能作動検査

(1) 消灯機能

ア 方法

- (ア) 信号装置の手動スイッチを操作し、消灯信号を送る。
- (イ) 照明器具連動点滅器、施錠連動点滅器等を作動させる。
- (ウ) 消灯の状態、信号装置の一括スイッチを投入する。
- (エ) 自動火災報知設備を作動させる。

イ 合否の判定

- (ア) 手動スイッチの操作又は点滅器等の作動により消灯すること。
- (イ) 一括スイッチ投入により一斉点灯すること。
- (ウ) 自動火災報知設備の作動と連動して一斉点灯すること。

(2) 点滅機能

ア 方法

- (ア) 信号装置の点検スイッチを操作し、点滅信号を送る。
- (イ) 自動火災報知設備を作動させる。
- (ウ) 器具に点検スイッチがある場合は、個別に点検スイッチにより点滅動作の切り替えを行う。なお、内照点滅型にあつては、非常点灯の状態でも行うこと。

イ 合否の判定

- (ア) 点滅動作を開始すること。
- (イ) 点滅動作に切り替わること。

(3) 誘導音機能

ア 方法

- (ア) 信号装置の点検スイッチを操作し、音・点滅信号を送る。
- (イ) 自動火災報知設備を作動させる。
- (ウ) 器具に点検スイッチがある場合は、個別に点検スイッチにより誘導音の動作の切り替えを行う。

イ 合否の判定

- (ア) 誘導音及び点滅動作を開始すること。
- (イ) 誘導音及び点滅動作に切り替わること。

(4) 連動停止機能

ア 方法

誘導音及び点滅動作をさせた状態で、階段室に設けた停止専用感知器を作動させる。

イ 合否の判定

感知器を作動させた階が、避難階又は地階の場合にあつては避難階を除く全ての階、避難階を除く地上階の場合にあつては出火階以上の音及び点滅が停止すること。